

鷹栖町展示コーナー利用要項

■展示コーナーのコンセプト

町の中心市街地に位置する鷹栖地区住民センターは、町全体の交流拠点としての役割を担っています。読書活動の拠点である鷹栖町図書室が併設し、誰もが気軽に利用できるラウンジも設置され、地域住民の交流拠点でもあります。同センターにおいて、展示コーナーを活用した各種作品展を開催することにより、地域住民により親しまれる施設づくりを目指します。

日ごろの活動の作品を発表できるコーナーの常設により、町内団体、サークル、個人のさらなる創作意欲の向上、町外の優れた作品を身近に体験できる場の創出が図られるとともに、新たな文化・芸術関係人材の発掘も期待され、町の文化振興の発展につなげていくことを目的としています。

■展示コーナーの概要

【場 所】鷹栖地区住民センター内（住所：鷹栖町北1条3丁目2番5号）

- 展示コーナーは、廊下の壁面を活用しています。
- 横幅約22m50cm、高さ約3m、面積約67.5㎡となっています。
- 横幅3.5m×高さ約3mを1ブロックとし、5ブロックに区別します。

■利用にあたって

【利用内容】

- 鷹栖町内外で活動する団体やサークル、個人、学校が作品展示等を行う場合にご利用できます。（例：絵画、彫刻、書道、陶芸、写真、手芸など）
- 営利目的の有無に関わらず、販売行為は禁止とします。

【利用料金】無料

【利用制限】

次に該当する場合は、利用のお断りまたは利用の承認を取り消すことがあります。

- 公の秩序を乱し、または善良の風俗を害する恐れがある場合。
- 販売行為を行った場合。
- 宗教上の布教活動や政治活動につながる場合。
- 利用要項を遵守しない場合や、管理者の指示を守らない場合。
- その他、管理上特に必要とする場合。

【貸出備品】

展示用の備品等を用意しています。別紙「貸出備品一覧表」をご参照ください。

■一般利用期間

【利用期間】平成31年4月2日（火）から平成32年3月31日（火）

ただし、鷹栖地区住民センターの休館日は除きます。（年末年始、お盆等）

【利用単位】

- 原則として、水曜日から日曜日までの1週間単位とし、最大で2週間までご利用いただけます。
- 火曜日を作品の搬出入日とし、開館から正午までに搬出、午後1時～5時までに搬入とします。
- 月曜日は、鷹栖地区住民センターの休館日のため利用できません。
- その他、鷹栖町または鷹栖町教育委員会が利用する際には、利用できない場合がありますので、ご了承ください。

【利用時間】午前9時～午後6時（土日祝は午後5時まで）

※ただし、センターの夜間利用がある場合はその限りではありません。

■利用申込について

年度内において第1期～第4期を設定し、それぞれに応じて申込を受け付けます。申込受付後、利用者調整会議を開催したうえで、利用者を決定いたします。

【申込の流れについて】

- (1) 各期間の利用者調整会議開催日が決まり次第、広報紙等で周知します。
- (2) 利用を希望される方は「利用申込書」を記載のうえ、提出してください。
- (3) 調整会議に出席してください。重複している期間がある場合は、調整のうえ利用期間を決定します。
- (4) 調整会議においては、町内の団体、サークル、個人等を優先して決定します。
- (5) 調整会議後に空いている期間がある場合は、随時先着順で受け付けます。

【年度の期間について】

下記のとおり第1期～第4期に分け、およそ3カ月前に調整会議を開催します。

	展示期間	調整会議
第1期	4月1日～6月30日	12月下旬
第2期	7月1日～9月30日	3月下旬
第3期	10月1日～12月31日	6月下旬
第4期	1月1日～3月31日	9月下旬

■受付・お問い合わせ先

鷹栖町教育委員会教育課生涯学習係

〒071-1292 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

【電話】0166-87-2028 【FAX】0166-87-2850

貸出備品一覧

備品名	規格等	数量
展示用ワイヤー	1. 3m可動タイプ	30
展示用ワイヤー	2. 0m可動タイプ	30
展示用案内板		1
工具一式	ドライバー：プラス2本、マイナス2本 ハンマー：1本　ペンチ：1本 はさみ：1本　ニッパー：1本	1
画鋏		500
プラ画鋏	ダルマタイプ	100
フック	穴あきボード用	200
テープ類	セロハンテープ、両面テープ2種	1
脚立		2